

合、小豆三合致し候ことにて、高なき小者は、調ふることなりかね、歴々の百姓も、家財衣類を賣り代なし、三升三升と調へ候者もあれども、第一五拾匁の品物は、五匁にもなり不申、さて、三ッ建ての家は、壹匁五分に拂ひ、漬物乃至、一汁椀と、小家壹軒と取りかへ候やうなることにて、大體の家財拾匁とは、なり不申、田畑屋敷渡し申し度とも、只の五匁にも受け取る者無之。○中 又樂田家調繫田邊の下通りは、死したる人を食ひ申候、出崎村の源次郎と申者の女房など、十四五歳の男子饑死致し候を、女兩人にて、四日の間にたべ申候、其後何卒して人を丸にてたべたきものと願ひ申候よし、漆派の治介と申者の處にて、子供の泣きごゑ致し候につき、隣家より参り見ければ、まだ生きたる子供の股へ食ひつき居り候よし、此の如き類も多し、其外鶏犬は皆無、牛馬の切り賣りは、次第に廣まり、初は五分代目方百匁もいたし候處、日増しに流行し、後は五分に目方十匁位にもなり申候、馬を殺すもの、一匹三匁づゝ、これを渡世とするものもあり、處々より馬を買ひ求め、或は盜み、六ヶ村へ賣り出し、其日の露命をつなぐもあり、種々様々の境界なり、全く人事の業にはあらず、淺ましき世のありさまなり、豊田村の支村に、カツキ派といふ處の、長三郎と申者の悴、今年十六才になりしが、舊冬より人を食ひ助命致し居候處、頃日母と妹餓死いたし候處、二十日ばかりの間、右母と妹を食ひ候て、骨をば薪の代りに焚き居り候由、又同村の清次郎と申す者の子供十五才になり候、兩親は餓死致したべものもなく、餘り苦しさに、豊田村の庄屋方へ罷り越し、粥を乞ひ候處、一二膳の冷粥あり合ひたるを興へて歸し候處、右長三郎の悴、其歸りがけをまち受け、半途にて之を庖丁にて刺し殺し、おのれが家へ取り運び食ひ居り候由、如何なることにや、たとひ餓死に及ぶとも、母や妹を食ふこと、凡三千世界にも其ためしあるまじく候、殊更彼岸中にて、心ある者は、乞食非人も、追善供養の志あるべきに、鳥畜類にも劣り候境界、誠に鬼も逃ぐべしと思ひ、おそろしきことに覺え候。